

令和6年12月支給分から 児童手当の制度が改正になります

主な改正内容

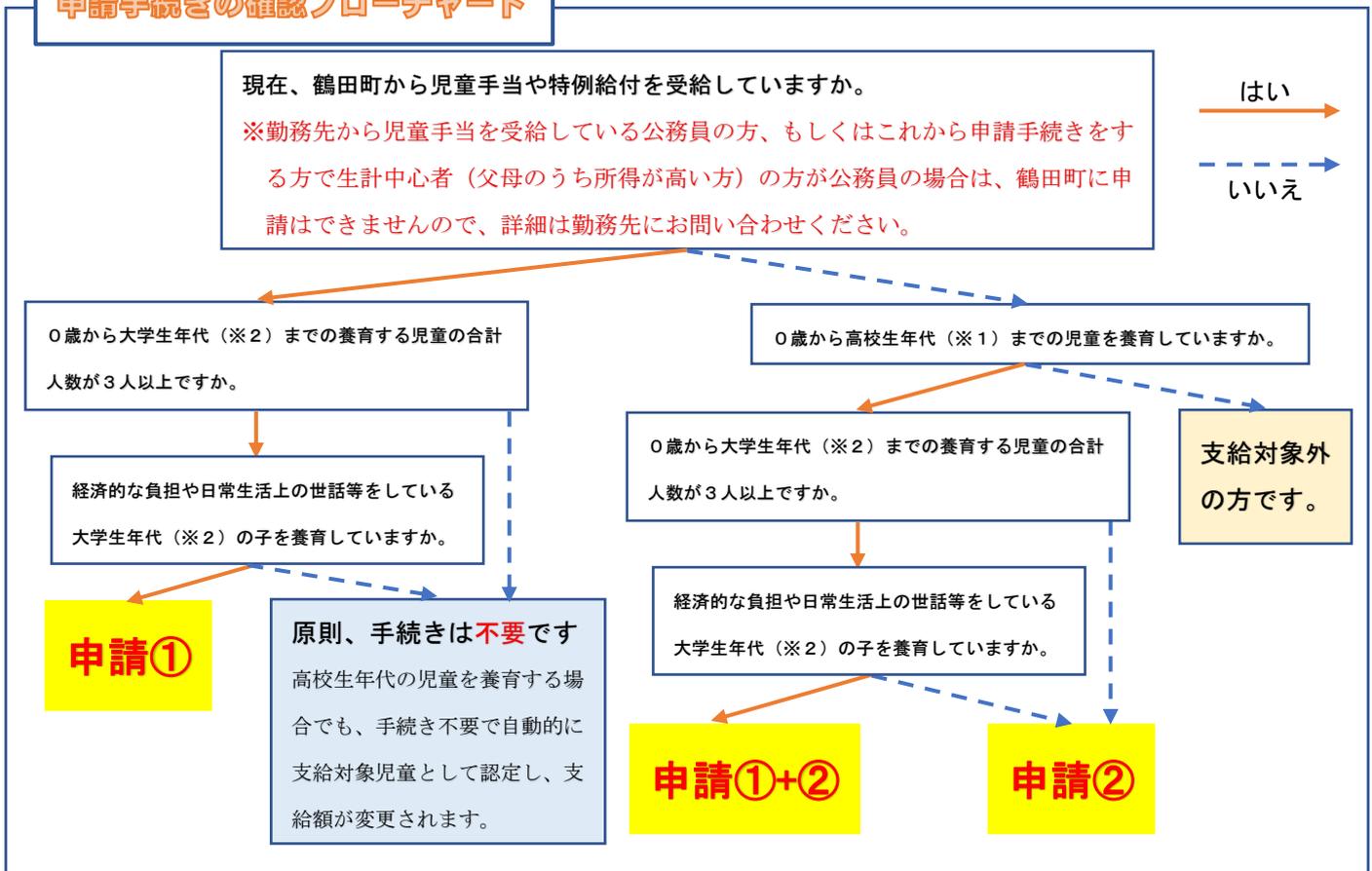


- 支給対象児童が高校生年代（※1）まで拡充になります。
- 所得制限が撤廃されます。
- 第3子以降の支給額が月15,000円から月30,000円に増額になります。
- 多子加算の算定対象になる子が大学生年代（※2）の兄弟等まで拡大になります。
- 支給が年3回から年6回（偶数月支給）になります。

現在、児童手当を受給中の方は制度改正にともなう申請手続きは原則不要ですが、今回新たに対象になる方や児童の養育状況に応じて手続きが必要となる場合があります。

以下のフローチャートで申請手続きの要否をご確認ください。

申請手続きの確認フローチャート



申請手続きの確認フローチャートで**申請①・②・①+②**に該当になった方は、今回の制度改正にともなう申請手続きが必要と思われる方です。申請手続きの詳細は本チラシの「申請手続き・提出書類等」をご確認ください。

※1 18歳到達後の最初の年度末までの児童（平成18年4月2日～平成21年4月1日生まれの児童）

※2 18歳到達後の最初の年度末の翌日から22歳到達後の最初の年度末までの児童
（平成14年4月2日～平成18年4月1日生まれの児童）

申請手続き・提出書類等

申請手続きが必要な方には、令和6年9月上旬に申請手続きの案内を送付いたします。内容をご確認のうえ、下記のとおりお手続きください。

○：必要 ×：不要

郵送でのお手続きの場合は、下記提出書類の写しをご用意ください。

	認定請求書	監護相当・生計費の負担についての確認書	別居監護申立書	受給者となる方の通帳またはキャッシュカードの写し	受給者となる方の健康保険証の写し	受給者となる方と配偶者のマイナンバーがわかるもの	児童のマイナンバーがわかるもの
申請①	×	○	×	×	×	×	○
申請②	○	×	鶴田町に住民登録がない 児童の場合必要です	○	○	○	○

申請①：監護相当・生計費の負担についての確認書の提出

申請②：認定請求書の提出

申請受付期間・提出場所

【申請受付期間】令和6年9月上旬から令和6年10月31日（木）まで（郵送の場合は必着）

【受付時間】8時30分～17時 土日祝日を除く

【受付窓口】鶴田町役場 子ども健康課⑥窓口

○郵送での申請も可能です○

必要書類がそろっているかご確認のうえ、下記宛先までご郵送ください。

【宛先】〒038-3595

青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬200-1

鶴田町役場 子ども健康課 児童手当担当 行

※令和6年8月31日時点で児童の住民登録が鶴田町にない世帯等や、今回の申請手続きの対象と思われる方で申請手続きの案内通知が届かない場合は担当までお問い合わせください。

○現在児童手当の受給者の方が公務員の場合や、今回新たに申請される方で生計中心者（父母のうち所得が高い方）の方が公務員の場合は、勤務先へお問い合わせください。

○現在児童手当の受給者の方や、今回新たに申請される方で生計中心者（父母のうち所得が高い方）の方が鶴田町以外の市町村に住民登録している場合は、住民票のある市町村へお問い合わせください。

お問い合わせ

鶴田町役場 子ども健康課子育て支援係
☎:0173-22-2111(内線135・145)

鶴田町HP



・手続きの詳細
・申請書のダウンロード

こども家庭庁HP



・制度の概要